

専門学校卒業生の採用に関する要望

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門学校及び総合学科を設置する高校において、今春の就職率は、93.2%、男女別では、男子95.1%、女子90.6%と若干の上向き傾向にありました。しかし、先般の東日本大震災の影響等により、被災地域はもとより、全国的にも極めて憂慮すべき状況が窺え、来春は、さらに深刻であるとして特段の配慮がなされるよう財団法人産業教育振興中央会をはじめ、各種専門高等学校長協会等連名で依頼がありました。

1. 新規卒業生の採用枠の確保・拡大
2. 女子の採用枠の確保・拡大
3. 就職選考開始期日の遵守
4. 採用内定取消しの解消等による未就職卒業生の解消

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1

TEL. 03-5211-6861 ホームページ <http://www.sansinchuukai.or.jp/index.html>

山形県最低賃金が 改定されました。

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

お問い合わせ先

山形労働局労働基準部賃金室 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
(電話) 023-624-8224 FAX 023-624-8345

山形県最低賃金

1時間

647円

効力発生日:平成23年10月29日

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金制度の目的

この制度は、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、平成23年度に設けられたものです。

業務改善助成金制度の概要

山形県内に事業場を置く中小企業主が、事業場内の賃金額が時間給800円未満の労働者の賃金を4年以内に、計画的に800円以上に引上げる賃金改善計画に基づいて、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入(パソコン・パソコン用ソフト・サーバー導入)等の業務改善に要した経費の2分の1を助成します。(上限は100万円、下限は5万円です。)

お問い合わせ・ご相談は

山形労働局労働基準部賃金室

TEL 023-624-8224 FAX 023-624-8345 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階